

県本部各部課長
殿下
県下各警察署長

共	00	00	10	39	5年
---	----	----	----	----	----

宮本務第1084号
令和6年5月31日
宮城県警察本部長

警察活動における暑熱対策の推進について（通達）

近年、我が国では、年平均気温が上昇し、夏季において猛暑日や熱帯夜の日数が年々増加しており、本県警察においても職員が活動中に熱中症の症状を訴え、救急搬送される事案や、体調不良となる事案の発生が懸念される。こうした中、警察活動における暑熱対策を適切に講じることは、職員の命や健康を守る観点のほか、警察活動の能率的な遂行を確保する観点からも極めて重要な課題となっている。

職員一人一人が士気高く、その力を十全に発揮できる職場環境の形成を図ることは、警戒の空白を生じさせない組織運営のため重点的に取り組むべき事項の一つである。

各位にあつては、警察活動における暑熱対策は、幹部の重要な責務であることを自覚し、その一層の充実に向け、実効的な取組を推進されたい。

記

1 推進体制

本県警察における暑熱対策は、「宮城県警察「警戒の空白」を生じさせないための警察力最適化推進本部設置要綱の制定について（通達）」（令和5年7月18日付け宮本務第1134号）に定める、警察運営イノベーションワーキンググループにおいて推進する。

2 推進すべき事項

(1) 職員に対する教養及び啓発

熱中症が命に関わるものであることに留意し、全職員が熱中症に関する正確な知識を得るための教養を徹底するとともに、職場全体で熱中症のリスクを低減させるために、熱中症予防の重要性を啓発すること。

また、幹部職員や現場責任者となる職員に対しては、暑熱対策が業務管理の一環として当然に行われるべきものであることを自覚させ、暑熱対策に必要な具体的事項について教養を徹底すること。

(2) 業務管理の徹底

ア 熱中症の絶無を期するための対策

(ア) 職員の健康管理の徹底

前夜に飲酒した場合は、自覚症状なく脱水状態になっていることがあるほか、基礎疾患がある職員、服薬中の職員等については、熱中症のリスクが高いことが知られており、熱中症の絶無を期するためには、個々の職員の健康状態に応じて必要な予防策を講じる必要がある。

暑熱環境下での勤務が見込まれる職員に対し、平素から健康診断結果に基

づく措置及び必要な指導を行うとともに、勤務開始時には職員の体調不良の有無を確認すること。また、熱中症を発症するリスクが高い健康状態と認められる職員には、活動場所や時間帯に配慮するなど、必要な措置を講ずること。

(イ) 熱中症の予兆の把握と初期段階における対応

熱中症は、初期段階で適切な処置を講ずることができれば、重症化リスクを最小限にとどめることができる。

暑熱環境下で勤務中の職員については、リスクに応じた適切な頻度で声掛けを行うなどしてその健康状態を確認したり、職員間でお互いの健康状態に留意させたりして、予兆の把握に努めるとともに、異変を感じた場合にはちゅうちょなく上司、同僚等に即報させること。

(ウ) 適切な応急措置

熱中症が疑われる症状を認めた場合に各職員が適切な応急措置を執れるよう、身体の冷却や水分摂取といった応急措置の要領について、職員への教養を徹底すること。

(エ) 暑熱順化の推進

熱中症の発生リスクを抑えるためには、暑熱順化（熱に徐々に身体を慣らし、高温多湿環境下の業務に適応することをいう。以下同じ。）が有用である。

梅雨から夏季にかけての時期に暑熱順化推奨期間を設けるなどして、暑熱環境下における勤務が見込まれる職員に対し、暑熱順化の実施を推進すること。

イ 暑さが厳しい環境において業務能率を向上させるための対策

(7) 熱中症発生リスクの把握とそれを踏まえた業務管理

各所属において、活動場所の暑さ指数（湿球黒球温度（WBGT））を把握したり、環境省及び気象庁が提供する「熱中症警戒アラート」を活用したりして、日々の熱中症発生リスクを把握し、それに応じた業務の付与や業務内容の変更等を実施すること。

(イ) 避暑（身体冷却）時間の確保

暑熱環境下で長時間継続して業務に従事させる際は、必要な交代要員を確保して現場派遣したり、作業を一時中断して避暑（身体冷却）時間を設けたりするなど必要な避暑（身体冷却）時間を可能な限り確保すること。

(ウ) 避暑（身体冷却）場所の確保

暑熱環境下で長時間継続して業務に従事させる際は、必要な避暑（身体冷却）場所を可能な限り確保すること。

長時間に及ぶ現場活動を要する場合であって、業務に従事する場所の近辺に、適当な避暑（身体冷却）場所が見当たらないときには、避暑（身体冷却）が可能な車両を派遣したり、日よけのための器材を設置したりするなどの方

策を検討すること。

(エ) 活動時間帯の見直し

暑さが厳しい日中時間帯ではなく、早朝、夕方、夜間等のより涼しい時間帯に活動することとしても業務上支障がない場合には、活動する時間帯の見直しを検討すること。

(オ) 活動内容の見直し

熱中症発生リスクが高い日時において、業務上支障がない場合には、そのリスクに応じた訓練時間や訓練装備品の着装基準の見直しを行ったり、徒歩や自動二輪車による活動をよりリスクの低い自動車による活動に変更したりするなど、活動内容の見直しを検討すること。

(カ) 水分補給等の徹底

脱水症状の自覚の有無にかかわらず、活動前後及び活動中の定期的な水分補給及び塩分摂取を行わせること。また、幹部職員は勤務時間中の熱中症発生リスクに応じ、無線機やPⅢの一斉指令機能、庁内放送等勤務実態に応じた適切な手段により定期的に水分補給等を指示するなどして、水分補給等のタイミングの意識付けを図ること。

(3) 暑熱対策に資する服装及び資機材の活用

暑熱環境下で長時間継続して業務に従事させる際の服装については、熱を吸収し、又は保熱しやすいものは避け、透湿性及び通気性の良いものとするのが望ましい。また、暑熱対策に資する資機材（ドリンクホルダー、各種冷却グッズ等）を活用すればリスクが軽減されることが考えられることから、これらの資機材を職員がちゅうちょなく利用できるよう、活用の推進を図ること。

3 その他

制服警察官の勤務中の避暑（身体冷却）時間の確保や水分補給、飲料水の購入を含め、警察活動における暑熱対策の推進について、広報等を通じ、住民の理解を得るよう努めること。